

(委託契約)

◆特別管理産業廃棄物の処理の再委託は可能か

Q 私は、特別管理産業廃棄物処理業者なのですが、このところ立て続けに大口の委託を受けたため、私の所だけではとても処理しきれない状況になってしまいました。

そこで、別の業者に再委託することを考えているのですが、これは可能でしょうか。また、もし可能だとしたら、その際に留意すべき点について教えてください。



A 特別管理産業廃棄物処理業者は、原則として特別管理産業廃棄物の収集もしくは運搬または処分を他人に委託してはいけません。

例外として、再委託ができるのは次の場合です。

- ① あらかじめ委託した事業者に対し、再委託する者の氏名または名称および再委託が特別管理産業廃棄物処理基準に適合するものであることを明らかにし、再委託について事業者の書面による承諾を受けている場合
- ② 次の基準に従って委託する場合
 - ㊦ 廃棄物処理則10条の7第1号の規定の例によること。
 - ㊧ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分もしくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。
 - a 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状および荷姿
 - b 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - ㊨ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、廃棄物処理令6条の6第1号の規定に基づき当該運搬または処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。

解説

1 特別管理産業廃棄物とは

特別管理産業
廃棄物

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物処理令2条に定める廃棄物）のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理令2条の4に定める廃棄物をいいます。

具体的には廃油でも揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油、pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液、感染性産業廃棄物（感染性病原体の付着した、もしくはそのおそれのあるもの）などを指します（廃棄物則1条の2）。

2 特別管理産業廃棄物処理の委託

運搬・処分の
委託

(1) 事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬および処分を他人に委託する場合には、運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他廃棄物処理則で定める者に、その処分については特別管理産業廃棄物処分業者その他廃棄物処理則で定める者にそれぞれ委託しなければなりません（廃棄物12条の2第5項）。事業者には中間処理業者も含まれます。

無許可業者への処分等の委託は不法投棄等が行われる危険性が高く、不適正な処理につながることから設けられた規定です。

委託基準

(2) 事業者は、排出した特別管理産業廃棄物の最終処分まで責任を負うものであり、そのために委託した処分業者との間で、書面による委託契約を締結し、特別管理産業廃棄物に関する通知を行い、産業廃棄物管理票を交付し、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行わなければなりません（廃棄物12条の2第7項・12条の3、廃棄物令6条の6）。

ところが、受託した業者が自由にこれを再委託できるとすると、事業者が最終処分までの責任を負うことは困難となります。

そこで、原則として受託業者は特別管理産業廃棄物の再委託をすることはできないとされています（廃棄物14条の4第16項）。

廃棄
トラ
ブル
二三

六七
六

3 特別管理産業廃棄物処理の再委託ができる場合

再委託できる
場合

特別管理産業廃棄物処理業者は、原則として再委託をすることができませんが、次の場合には、例外として再委託が可能とされています（廃棄物14条の4第16項）。

- ① あらかじめ委託した事業者に対し、再委託する者の氏名または名称および当該委託が特別管理産業廃棄物処理基準に適合するものであることを明らかにし、再委託について事業者の書面による承諾を受けている場合

これは委託した事業者に対し、再委託の情報が開示され、かつ事業者の承諾があることから、前述のと通りの事業者に対する責任を課し得るからです。

- ② 次の基準に従って委託する場合

㊦ 廃棄物処理則10条の7第1号の規定の例によること。

㊧ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分もしくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。

a 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状および荷姿

b 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

㊨ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、廃棄物処理令6条の6第1号の規定に基づき当該運搬または処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。

4 再委託の基準

再委託の場合、次の基準に従わなければなりません。

- ① 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- ② 産業廃棄物の処分または再生にあつては、廃棄物処理法15条の

第4章 特別管理廃棄物の処理

4の4第1項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分または再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分または再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

- ③ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、廃棄物処理則8条の4で定める書面が添付されていること。
- ㊦ 委託する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含みます。）および数量
 - ① 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ㊧ 産業廃棄物の処分または再生を委託するときは、その処分または再生の場所の所在地、その処分または再生の方法およびその処分または再生に係る施設の処理能力
 - ㊨ 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分場の所在地、最終処分の方法および最終処分に係る施設の処理能力
 - ㊩ 委託契約の有効期間
 - ㊪ 再委託者（中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物の収集もしくは運搬または処分を再委託する者をいいます。）が再受託者（再委託者が当該中間処理業者から受託した産業廃棄物の運搬または処分もしくは再生を委託しようとする者をいいます。）に支払う料金
 - ㊫ 再受託者が産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
 - ㊬ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、再受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替えまたは保管を行う場合には、当該積替えまたは保管を行う場所の所在地ならびに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類および当該場所に係る積替えのための保管上限
 - ㊭ ㊬の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が廃棄物処理令6条1項3号イに規定する安定型産業廃棄物であるとき

廃棄物
ラブル
一〇

六七六ノ二

第4章 特別管理廃棄物の処理

は、当該積替えまたは保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

- ㊦ 再委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - a 当該産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項
 - b 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - c 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - d その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - ㊧ 受託業務終了時の再受託者の再委託者への報告に関する事項
 - ㊨ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- ④ ③に規定する委託契約書および書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。
- ⑤ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名または名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含みます。）および当該委託が①または②に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。
- ㊦ 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含みます。）および数量
- ① 再委託者の氏名または名称、住所および許可番号
 - ㊧ 承諾の年月日
 - ㊨ 再受託者の氏名または名称、住所および許可番号
- ⑥ ⑤に規定する書面の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。
- ⑦ 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている③㊦から㊨までに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- ⑧ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分もしくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。
- ㊦ 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状

第4章 特別管理産業廃棄物の処理

および荷姿

- ① 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑨ 特別管理産業廃棄物の運搬または処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、廃棄物処理令6条の6第1号の規定に基づき当該運搬または処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。

5 罰 則

(1) 委託基準違反

委託基準違反

特別管理産業廃棄物の処分に関し、委託基準に違反し、廃棄物の処理を委託した場合は、委託基準違反の罪となります。これは再委託した場合の再委託者も同じです。

この場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられ、または併科されることとなります（廃棄物26条1項1号）。

(2) 両罰規定

両罰規定

法人の代表者または法人もしくは自然人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または自然人の業務に関し、(1)の行為を行った場合には、法人または自然人もまた各条の罰金刑に処せられます（廃棄物32条2号）。

廃棄
トラ
ブル
九

参考法令等

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第2条（定義）

第12条の2（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の3（産業廃棄物管理票）

第14条の4（特別管理産業廃棄物処理業）

第26条〔罰則〕

第32条〔罰則〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第2条（産業廃棄物）

第2条の4（特別管理産業廃棄物）

第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

六
七
八

第4章 特別管理廃棄物の処理

第6条の6（事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準）

第6条の12（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準）

第6条の15（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第1条の2（令第2条の4の環境省令で定める基準等）

第8条の4の3（委託契約書の保存期間）

第10条の7（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）

第10条の19（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）